

『ターリーヒ・ラシーディー』テュルク語訳附編の 叙述傾向に関する一考察

——カシュガルの歴代ハーキム・ベグに関する部分を中心に——

新 免 康

はじめに

東トルキスタンが18世紀半ばに清朝によって征服され、その統治下に組み込まれて以後、19世紀後半の反乱に至るまでの約1世紀に及ぶ期間に、テュルク系住民によって書かれた歴史書は希少とされる〔濱田2006: 7〕。また、同時期の歴史的状況に関しては、『ターリーヒ・アムニーヤ *Tārikh-i amniya*』など後代の歴史書にいくらか具体的な叙述が存するものの、豊富とは言いがたい。その中で、ウズベキスタン共和国科学アカデミー東洋学研究所蔵のr. 10191写本に含まれる一史料は、きわめて注目し得る特徴を具えている。すなわち、本写本中の『ターリーヒ・ラシーディー *Tārikh-i Rashidi*』のテュルク語訳に、訳者のホージャ・ムハンマド・シャリーフ *Khawāja Muḥammad Sharif* によって付加された歴史叙述部分（以下、『ターリーヒ・ラシーディー』テュルク語訳附編、もしくは「附編」とのみ呼称する）は、19世紀半ばに著述されたものであり、清朝に征服されて以後、1830年代までのカシュガルの状況について伝えているからである。

本「附編」は、『ターリーヒ・ラシーディー』後の東西トルキスタンの歴史を、執筆当時の1830年代まで叙述したものである。その内容は、ヤルカンド・ハーン国の各ハーンの時代における事件とハーンたちの事績、清朝による東トルキスタン征服の経緯、および征服後のカシュガル地域の状況、などからなる。ジャリロフ・アマンベクの研究によれば、『ターリーヒ・ラシーディー』のテュルク語訳は、当時のカシュガルのハーキム・ベグであったズフル・アッディーン *Zuhūr al-Din* の命によってなされたものであり、当該翻訳に付された「附編」も同様の事情により作成された可能性が高い〔Жалилов 1994: 89〕。著者のホージャ・ムハンマド・シャリーフ¹⁾は、ズフル・アッディーンの庇護下に文化活動に従

1) 本史料には、清朝の東トルキスタン征服以前の叙述において、『ラキーム史』など他の歴史書の記述をそのまま利用した部分が含まれており、そういう意味でホージャ・ムハンマド・シャリーフを著者と呼称できるかどうか微妙な部分もあるけれども、本稿では便宜上著者という言葉を用いる。

事していたカシュガルの知識人と推測される。

「附編」の歴史叙述の中で、とくにその独自性が表れているのは、清朝による東トルキスタン征服後の清朝統治下におけるカシュガルの状況について述べた部分である。この部分は、著者の生きた時代、およびそれに比較的近い過去の時代を扱い、他のテュルク系住民による史料がほとんどカバーしていない時期に関するデータを含んでいることから、本史料の中でもとくに重要な意味をもつ。本稿では、対象をこの部分に限定した上で、清朝側の漢文編纂史料や一部の檔案史料なども参照しつつ、その記述の特徴と傾向性について初歩的な検討を加えたい。具体的には、まず該当する部分の内容の概要を整理して紹介した上で、各ハーキム・ベグに対する評価、清朝とハーキム・ベグに関する描写、清朝に対抗する活動を展開したマフドゥームザーダに関する叙述、という三つの重要な側面に順次焦点を当てて考察する、という手順をとることとする。検討に際しては、本史料が前述のように、清朝統治下において、行政担当者であるハーキム・ベグの関与の下に作成された点にとくに留意したい。

なお、「附編」の基礎的研究である〔ジャリロフ、河原、澤田、新免、堀 2008〕の中で新免は、清朝による東トルキスタン征服とその統治下の状況に関する叙述部分の翻訳・注と、同部分に関する解説の執筆を担当している。本稿には、当該解説といくらか重複する内容が含まれていることを予めお断りしておきたい。

I 該当部分の内容の概要

本「附編」は、清朝による東トルキスタン征服後の叙述において、対象地域をカシュガルに限定し、時代経過にしたがって歴代のハーキム・ベグごとに1つの節を割り当て、その出自や退任年を掲げるとともに、各時代におけるハーキム・ベグの事績や地域の情況について述べている。

1 ハーキム・ベグとその出自

各節ごとにハーキム・ベグは時間の空隙なく掲げられ、それぞれその出自・系統に関する具体的な説明が加えられるとともに、各ハーキム・ベグが職を辞した年とその経緯が示されている。以下にそれらを列挙してみよう。

- (1) 278 節 [402 a- 402 b] : ムーサー・ゴン・ベグ Mūsā Gong Beg (T)。トゥルファンの出身。1174 年 (1760/ 1761 年) にイリに転任。
- (2) 279 節 [403 a] : ガダーイ・ムハンマド・ゴン・ベグ Gadāy Muḥammad Gong Beg。パイの出身。1185 年 (1771/ 72 年) 没。
- (3) 280 節 [403 a- 403 b] : サティプ・アルディ・ベグリク Satip Aldi Beglik。アクスの出身。チェリクチ・カーディー・ベグ Cherikchi Qādi Beg の息子。3 年間在任、1188 年 (1774/ 75 年) にヤルカンドのハーキム・ベグに転任。

- (4) 281 節 [403 b-404 b]: ウスマーン・ベイセ・ベグリク 'Uthmān Beise Beglik (K)。クチャ出身。ハディー・ベイレ・ベグリク Hadi Beyle Beglik の息子。13 年間在任, 1202 年 (1787/88 年) に死去。
- (5) 282 節 [404 b-406 b]: イスカンダル・ワン・ベグリク Iskandar Wang Beglik (T)。エミーン・ホージャ Emin Khwāja の息子。25 年間在任, 1227 年サファル月 [=西暦 1812 年 2 月 15 日~3 月 14 日] 死去。
- (6) 283 節 [406 b]: ユーヌス・ワン・ベグリク Yūnus Wang Beglik (T)。イスカンダル・ワン・ベグリクの息子。2 年間在任, 1229 年 (1813/14 年) にトゥルフファンに帰還。
- (7) 284 節 [407 a]: ユースフ・ベグリク Yūsuf Beglik。アクス出身。アク・ベグ Aq Beg の息子。2 年間在任, 1231 年 (1815/16 年) にアクスに帰還。
- (8) 285 節 [407 a-407 b]: イスハーク・ベグリク Ishāq Beglik (K)。ウスマーン・ベイセ・ベグリクの息子。1232 年 (1816/17 年) にクチャに帰還。
- (9) 286 節 [407 b]: ウマル・ベグリク 'Umar Beglik。ハイダル・ベグ Ḥaydar Beg の息子。1237 年 (1821/22 年) にクチャに帰還。
- (10) 287 節 [407 b-408 b]: ムハンマド・サイド・ワン・ベグリク Muḥammad Sa'īd Wang Beglik (T)。エミーン・ホージャの息子ファリドゥーン・ワン Faridūn Wang の息子。1243 年 [1827/1828 年] にジャハーンギール・ホージャとの戦いで戦死。
- (11) 288 節 [408 b-410 a]: イスハーク・ワン・ベグリク Ishāq Wang Beglik (2 回目) (K)。1247 年 (1831/32 年) にクチャに帰還。
- (12) 289 節 [410 a-411 a]: ズフル・アッディーン・タージー・ハーキム・ベグリク (T)。エミーン・ホージャの息子ヌール・ムハンマド・アーホンドルク Nūr Muḥammad Ākhundluq の息子ミール・ターヒル・ベグリク Mīr Ṭāhir Beglik の息子。

※ (T): エミーン・ホージャ (吐魯番郡王家始祖) の子孫

(K): クチャのハディー・ベグの子孫

以上のようなカシュガルのハーキム・ベグ職を担った人々とその出自, 任用・退任に関する情報は, 清朝側史料から個々の材料を抽出して接合することによりある程度再現できるけれども, それらの情報が遺漏なくまとめて提示されている点に「附編」の叙述の意義がある。現在のところ, これらのデータには, 清朝史料, および旅行者の記録等の他叙述史料との間で顕著な矛盾点は見出されていない。我々はそこから, 新疆南部の主要オアシスと見なされるカシュガルに対する清朝の行政担当者任用のあり方を窺うことができる²⁾。

2) この中では, 清朝がジュンガル勢力を打倒して東トルキスタンに本格的に進出する以前より, 7

2 事績と事件

それぞれの節の内容においては、ハーキム・ベグの事績に関する情報や、反乱などの政治的・軍事的事件に関するデータが掲げられている。

まず、平時の活動に関する叙述としては、ハーキム・ベグごとに下記の内容を抽出できる。

- ① イスカンダル・ベグ：行政担当者としての公正さなどを賞賛 [405 a- 405 b]。
- ② ムハンマド・サイード：熱烈で勇敢であったと指摘し、コシュ・トグラクとフーシュ・アーバードの開墾について言及 [408 a]。
- ③ ズフル・アッディーン：マドラサの建築と、ヤンダマ、ガルトラ、アルワーフの開墾について記述 [410 a- 411 b]。

これらは、行政者としての資質・姿勢や人徳に対する賛辞、灌漑水路の掘削とそれにとまなう農地開拓事業やマドラサの建築など、カシュガル地域住民に利益をもたらした業績を評価するための叙述からなっており、該当するハーキム・ベグを称揚する志向性をもつ。

他方、政治的・軍事的事件に関する叙述を整理して提示してみると、次のようになる。

- ① 清朝の征服後まもない時期におけるベシュ・ケリム Besh Kerim のハーキム、マイラム・ベグ Mayram Beg の謀反事件（ムサー・ゴンの時代）[402 b]。
- ② ハキム・ミールザー Ḥakim Mirzā の謀反事件と、その息子ヤーチー・ベグ Yāchi Beg の捕縛に関わる事件（ウスマーン・ベイセ・ベグリクの時代）[403 b- 404 b]。彼らの捕縛等に際してのウスマーン・ベイセ・ベグリクの対応を具体的に叙述。
- ③ カシュガル・ホージャ家黒山派に属すると言われるズィヤー・アッディーン Diyā al-Dīn の事件（ユースフ・ベグリクの時代）[407 a]。
- ④ スランチ Suranchi の侵入事件（ウマル・ベグリクの時代）[407 a- 407 b]。
- ⑤ 1826～27年にカシュガル地域に侵入して一時期政権を樹立したマフドゥームザーダのジャハーンギール・ホージャ Jahāngīr Khwāja の事件（ムハンマド・サイード・ワン・ベグリクおよびイスハーク・ワン・ベグリクの時代）[408 a- 409 b]。鎮圧に当たったのイスハーク・ワン・ベグリクの功績に言及。
- ⑥ ハック・クリ・ミンバシ Ḥaqq Quli Mingbashi らコーカンド・ハーン国の軍事力の侵入事件（イスハーク・ベグリクの時代）[409 b]。

これらは、当該叙述の対象期間においてカシュガルで発生した主な政治的・軍事的な諸事件

↙ 一貫して清朝に加担し続けたエミン・ホージャ（額敏和卓）の子孫が、相当な割合を占めていることがわかる。また、ガダーイ・ムハンマド・ベグ、サティブ・アルディ・ベグ、アク・ベグの息子ユースフ・ベグ、およびハディー・ベグの息子ウスマーン・ベグとその息子イスハーク・ベグたちは、いずれも清朝のジュンガル制圧後まもなく清朝側に帰順したベグたちとその子孫に当たる〔王公表伝1988：巻118，伝102；巻119，伝103；巻120，伝104；Mulla Musa 1988：145〕。これらベグたちの清朝側への帰順の経緯については、「附編」においても触れられており、若干の独自の情報も含まれている。

をほぼ網羅していると言ってよいであろう。そのなかで、②・⑤の叙述は比較的详细であり、それぞれの事件の経緯と、ウスマーン・ベイセ・ベグリクおよびイスハーク・ワン・ベグリクの対応についていくらか具体的に述べられている。これに対し、①・③・④・⑥については、この顛末が簡略に記されるに過ぎない³⁾。

II 各ハーキム・ベグに対する評価

各ハーキム・ベグに対する叙述のあり方に着目すると、評価されるべき事績の強調や賛美を基調としており、また、明確な形での非難の言辞を包含せず、そういう意味での偏向を孕んでいることがわかる。このような特徴には、清朝統治下、ハーキム・ベグのもとで活動する文化人として本「附編」の執筆に従事したと推測される著者の立場、そもそもハーキム・ベグの意向にしたがって作成されたと考えられる本史料の成立事情が投影されていると考えられる。ここでその叙述の内実をさらに検討してみると、賛辞や事績の強調を含む叙述の対象となるハーキム・ベグが一部の人物に限定されていることがわかる。

まず、とくに顕著なのは、他のハーキム・ベグに対する言辞が淡白な印象を与えるのに対し、具体性はないものの、イスカンドル・ベグに対する大仰な修辞表現の反復によって彩られた叙述様態 [r. 10191: 405 a-405 b] である。その公正さと賢明さが最大限に賞賛され、そのような為政者としての資質の卓越性によって、カシュガル地域が繁栄に導かれ、民が多大な恩恵を蒙ったことに、殊のほか叙述の重点が置かれている。また、イスカンドルが亡くなった際に、息子のユース・ベグやカシュガルの人々が亡骸を前に悲嘆に暮れる様子が、「附編」としては例外的に、情緒的な形容表現による修飾に満ちた文体で物語られる。

次に、水路の建設と開墾事業を称揚する上での偏りも見出すことができる。開墾事業に関わる主な箇所を挙げてみると、まずムハンマド・サイード・ベグリクの事績として、「カルタ・ヤイラクの地に属するコシュ・トグラクという荒地に水を引いて開墾し」、「さらに、1242年 [=西暦1826-1827年] には、カラ・ドンの地に属するフーシュ・アーバードという無名の地を開墾するよう努め」たという指摘がある [r. 10191: 408 a]。また、ズフル・アッディーン・ハーキム・ベグリクについては、ヤンドゥマの荒蕪地にキズィル河から水路を、また、キズィル・ボイに属するシャフトルのジャーイ渠⁴⁾のガルトラに水路を引い

3) これら諸事件については、清朝史料に詳細な記録が存在する。佐口透の研究はこれらの史料に依拠しつつ、その具体的な諸経緯を明らかにしている。また、後代のテュルク語史料では、ジャハンギール・ホージャの事件に関して、*Tārikh-i Hamidī* [Mulla Musa 1988: 148-153] と *Tawārikh-i Khamsa-i Sharqī* [Qurbān 'Alī 1910: 91-95] に、相応に具体的な情報が記されている。

4) [新疆図志：溝渠五，17 b] の「加衣艾勒克渠」（伽師県）に当たると推定される。

たとするなど、水路開削・開墾事業についての記述が見られる [r. 10191: 410 b]。とくに「1254年 [= 1838-1839年]、ブタの年に、アルワーフに属する荒蕪地にテムメン [河] から水路を出し、水を引いていき、開墾した」とあり [r. 10191: 410 b]、その開墾地区であるエラム・バーグに対してとくに詩が掲げられている。この地については、すでに「附編」の研究において指摘したように、中国第一歴史檔案館所蔵・清朝軍機処録副奏摺（漢文）・民族類（以下、「録副」と略称）に、ズフル・アッディーンの弟であり、カシュガルの六品巴克瑪塔爾伯克（バーグマダール bāgh-madār・ベグ）⁵⁾ を務めていた額布列拉が、道光18年に「愛連巴克」の地畝の開墾に従事したという記事がある [録副：巻8087-15, 咸豐元年7月6日, 徳齡奏]。道光18年がヒジュラ暦1254年にはぼ重なることを考慮すれば、この「愛連巴克」はエラム・バーグに該当すると考えられ、「附編」の記述を裏付ける。

しかし、水路の建設事業については、「附編」に記述されていない他の事例を清朝史料の中に見出すことができる。たとえば、『欽定外藩蒙古回部王公表傳』（以下、『王公表伝』）によれば、ガダーイ・ムハンマド・ベグの時代に水利事業が組織的に進められ、ハーキム・ベグとして顕著な貢献が見られたと言われる [王公表伝1998：巻120, 伝104「公品級噶岱默特列伝」]。また、「録副」には、ユースフ・ベグの時代、清朝側の指示によりユースフを主管者としてカラ・ドンの地に大河より水路が引かれて開拓されたという記述がある [録副：巻8094-13, 嘉慶20年6月27日, 成寧等奏]。とくに後者については、前述のムハンマド・サイドの時代より前のハーキム・ベグによって、おそらく同じカラ・ドンの地において開拓事業が行われたことを伝えるものであり、「附編」に言及がないのはある種の偏りと言わざるを得ない。要するに、他のハーキム・ベグの事績を等閑視してまで、一部のハーキム・ベグを賞賛の対象としている可能性がある。

これら事績が強調されるハーキム・ベグの中に、「附編」執筆当時のズフル・アッディーンが含まれている理由は、著者がその保護下に活動した知識人と推測されることを考慮すれば、容易に看取できる。これに対し、イスカンドル・ベグリクおよびムハンマド・サイド・ベグリクが、為政者としての資質に対する賛辞とともに事績を強調される根拠については、にわかには推断がつきがたい。ここでは、手がかりとなる点の一つを指摘しておく。それは彼らの出自である。すなわち、これらの人物が1. で掲げたりストにも明示されているように、いずれもズフル・アッディーンと同じく、吐魯番郡王家の始祖、エミン・ホージャ（額敏和卓）の子孫であるということである。

そもそも先行研究においては、カシュガルのハーキム・ベグに吐魯番郡王家の人物が3名任用されたことが明らかにされている。すなわち、① エミン・ホージャの第5子で第3

5) 「巴克瑪塔爾伯克」は、字義的には、バーグ（果園）を管理する役職（「専司果園事務」）と考えられる。[佐口1963：116；西域図志校注：430；西域図志：「官制二」, 巻30, 16 a, 27 a] 参照。

代郡王のイスカンダル（伊斯堪達爾）[回疆通志：卷4「額敏和卓列伝」]，②イスカンダルの息子で第4代郡王のユース（玉努斯）⁶⁾，③エミン・ホージャの第6子であるフェリードゥーン（丕爾敦）[王公表伝1988：伝95「扎薩克多羅郡王額敏和卓列伝」附：二等台吉丕爾敦列伝]の第2子で，第6代郡王のムハンマド・サイード（邁瑪薩依特）[王公表伝（巻首）：「再續表伝」]，である [佐口1986：175-178]。これら郡王位に就いた3名については，「附編」においてもハーキム・ベグとして名前が掲げられ，正しく「ワン」という称号を付帯して呼称されている。佐口は，歴代の郡王たちからカシュガルのハーキム・ベグが任用された理由として，清朝により，自らに対する忠誠心が厚いと見なされた一族に，清朝に敵対的なマフドゥームザーダの影響力の強いカシュガル地域を管轄させる施策がとられたものと推測している [佐口1986：173-174]。

しかし，佐口の研究においては，ズフル・アッディーンに関する言及は見られない。ズフル・アッディーンは，ジャハーンギール・ホージャの乱とコーカンド・ハーン国からのムハンマド・ユースフ・ホージャの侵入事件の後，カシュガルのハーキム・ベグに任用され，在任時に詩人のガルビー，ニザリー，ズィヤーイーなどの文学者や知識人を保護し，カシュガル地域における文化活動の振興に尽力したことで知られる，歴史上著名な人物である⁷⁾。しかし，その出自については詳らかではなかった。『王公表伝』にもその名前は現れず，エミン・ホージャとの血縁上のつながりを検証することは難しい。

これに対し，「附編」には，エミン・ホージャの息子であるヌール・ムハンマド・アーホンドルク，その息子であるミール・ターヒル・ベグリク，さらにその息子であるズフル・アッディーン，というエミン・ホージャからの血統が明示されている。すなわちズフル・アッディーンは，エミン・ホージャの曾孫に当たる。この系統については，清朝史料によっても部分的に傍証が得られる。まず，『回疆通志』によれば，ヌール・ムハンマド（努爾邁哈默特）はエミン・ホージャの長子であり，ターヒル（台爾）はその次男である [回疆通志：卷12「回族」]。また，「録副」には，ズフル・アッディーンの父である密拉特伊普（ミール・ターヒル？）が，カシュガルの七品明伯克（ミン・ベグ）であったとする記事が見られる [録副：卷8087-15，咸豊元年7月6日，徳齡奏]。表記が異なるものの，密拉特伊普はおそらく『回疆通志』の台爾に該当する⁸⁾。すなわち，「附編」に記述された血統の系譜は，清朝側史料と部分的に合致すると言える。ズフル・アッディーンがエミン・ホージャの子孫であることは確実である。

6) 1813年にカシュガルを訪問したミール・イザトウッラが伝える，当時のカシュガルのハーキム，ユース・ベグ Yunas Beg [Mir Izzet Ullah 1843: 307] は，このユース・ワンに他ならない。

7) 詳しくは，ジャリロフ，河原，澤田，新免，堀 2008: 6-7 参照。

8) ヌール・ムハンマドの長子邁瑪特の息子に密爾台ト（ミール・ターイフ？）という人物がいるが [佐口1986: 181]，おそらく別人であろう。

以上の諸点を勘案すれば、事績の強調が一部のハーキム・ベグに集中しているという本「附編」の様態は、ズフル・アッディーンと同じ先祖をもつ一族に属するハーキム・ベグを、その親縁性ゆえに特別に称揚するという配慮が加えられたことを示している可能性がある⁹⁾。

III 清朝とハーキム・ベグ

本「附編」が清朝統治下の行政担当者の直接的な関与により編纂されたことを背景として、清朝征服後の部分においては、清朝のカシュガル地域統治という状況が自明の前提として叙述の中に織り込まれている印象を受ける。それでは具体的には、清朝による統治は、とくにカシュガルの地域社会やそこを管轄しているテュルク系ムスリムの官吏であるハーキム・ベグとの関連性において、どのような構図の中に定位されているであろうか。

1 「ヒターイ」と「チーン」

まず、清朝について扱う前提として、中国もしくは中国王朝に相当する言葉がどのように使用されているかを見てみよう。

本「附編」においては、ヤルカンド・ハーン国時代の、アブド・アッラシード・ハーンおよびアブド・アッラヒーム・ハーン、スルターン・ババ・ハーンの時代に使用される「ヒターイ」[r. 10191: 349 b, 384 b-385 a, 393 a] と、スルターン・ババ・ハーンの時代以降、清朝統治下の状況において一貫して用いられる「チーン」、という二つの言葉が現れる。スルターン・ババ・ハーンの時代を境界線として [r. 10191: 393 a]、両者は時代的に截然と分かれる。その時間的範囲の分割の根拠は必ずしも明確ではなく、このことを以て、時代経過に沿う形でたとえば「ヒターイ」が明、「チーン」が清にそれぞれ対応するというような結論へと性急に導くことはできない。もちろんその可能性もあるけれども、ここではむしろ、そのいずれもが何らかの領域をもつ地域もしくは「国」のイメージを伴っており、両者の指し示す空間的範囲に顕著な差異があるようには見えないことに注目すべきであろう。

「附編」における「ヒターイ」は、他の地名との配合をめぐるコンテキストを検討してみると、自らの地域であるカシュガルはもちろんのこと、ヤルカンド、アクス、コムルなどタリム盆地周縁オアシス地域¹⁰⁾とは別の領域として設定されている。「ヒターイ」に含まれる

9) イスカンダルおよびムハンマド・サイドが称揚される理由として考えられるもう一つの点は、その吐魯番郡王としての爵位（ワン）である。これらの人物は、他のハーキム・ベグに比して、清朝から特に高い位を与えられていたと見なされていたと考えられ、そのことが叙述のされ方に影響している可能性がある。

10) 「附編」においては、「アルティ・シャフル」や「イェッテ・シャフル」といった、これらオアシス地域を総括する地域観念・呼称が明確な形で使用されているわけではないものの、「トルキスア

ことが明確に示される土地としては、「スクジ」（肅州）、「カムジ」（甘州）が挙げられるのみである [r. 10191: 393 a]。「附編」の歴史叙述の対象となっている領域は、東西トルキスタンにはほぼ限定されており、したがって、このようにタリム盆地周縁オアシス地域を含まない「ヒターイ」という、叙述対象の域外にある中国のいわゆる内地に関わる箇所は寡少であるとともに、漠然としたイメージの下に語られているに過ぎない。

これに対し、「チーン」については、清朝による東トルキスタン征服と統治の時代における状況の中で比較的頻繁に現れる。たとえば、①ブルハーン・アッディーンが死んだ後、その長男アブド・アルハリクが「チーンの都市」に送致された [r. 10191: 402 a]、②イリが清朝のおちた後、「チーンの諸都市」から権威ある官吏たちがイリに到来した [r. 10191: 402 b]、③ハキーム・ミールザーらの事件で彼らが捕縛された後、「チーンの都市」に送致された [r. 10191: 403 b]、④ウスマーン・ベイセ・ベグリクがベジーンに赴き、「チーンの都市」で病没した [r. 10191: 404 b]、⑤ユーヌス・ベグリクがベジーンに行こうと「チーンの都市」に向けて出発し、「チーンのハーカーン」に謁見した [r. 10191: 406 b]、⑥ジャハーンギールの反乱に際して、カシュガルに向けて派遣された清朝軍は、「チーンの都市」から進発し、アクス地域に到来した [r. 10191: 408 b]、といった叙述である。すなわち、文脈から判断する限り、清朝による征服以降の「チーン」についても、「ヒターイ」同様、アクスやカシュガルといったタリム盆地周縁オアシス地域や、天山北側のイリなどを含む地域の外側に広がる空間範囲として設定されているように読める。また、北京に相当すると見られる「ベジーン」が、「チーンのハーカーン」の居所たる、「チーン」の政治的中心としてイメージされていることは窺われるものの、「チーン」は「ヒターイ」と同様に、細部にわたる具体的な地域的形象をともなって扱われているとは言いがたい。

このような「チーン」の地域観念としてのあり方は、カシュガルが清朝によって征服され、その統治領域に組み込まれた事実に関する、本「附編」の叙述の傾向性と無縁ではないであろう。ブルハーン・アッディーンらの勢力を打倒した清朝がカシュガルを占有下に置いたことは、「カシュガルがチーンのハーカーンに帰属し」という表現で描写されている [r. 10191: 402 a]。イリについても同様である [r. 10191: 402 b]。ここでの「チーンのハーカーン」は、明朝期に対応する時代の状況に関する叙述においてこのタームが現れないため、それが中国の皇帝という存在をいわば通歴史的に概念化した、歴代王朝に普遍的に適用されるタームかどうか定かではないけれども、少なくとも清朝皇帝を指していることは間違いない。とすれば、著者によっては、清朝がカシュガルやイリを征服し、その統治領域に編入

↘ タンの諸都市」[400 a]、「モグーリーヤの諸都市」[400 b]、というタームがそれに当たるのではないかと推測される。「附編」で用いられている「トルキスタン」という地名の大部分は、現在のカザフスタン共和国領内の同名の都市もしくはその地域を指しているけれども、上記はいわゆる「アルティ・シャフル」と類似する意味合いで使用されている可能性が高い。

した一連の動きは、これら地域の「チーンのハーカーン」=清朝皇帝に対する従属的な結びつきの発現としてのみとらえられている。叙述の主要な対象となっている自らの居住する地域の外側に設定された領域としての「チーン」が、自らの郷土にまで拡大し、その地域的枠組に包摂した、とは見なされていないのである。

2 ハーキム・ベグと清朝

以上の点を踏まえた上で、「附編」において清朝権力がどのように描出されているか、そして清朝とその統治が、ハーキム・ベグおよびハーキム・ベグによって管轄されるカシュガル地域との関係において、どのような存在として位置づけられているかを検討してみる。

まず、ハーキム・ベグに関する叙述様式に焦点を当てると、注目すべき特徴を具えていることがわかる。とくに各節のタイトルに、「イスカンダル・ワン・ベグリク神よ、彼の証しを輝かせたまえ—が統治の館に落ち着いたこと、そしてその公正さについて」[r. 10191: 404 b-405 a] や、「イスハーク・ベグリクがカシュガルに再び、カシュガルの王国の館に就いたことの、そしてそのかたの時代に起こった諸事件について」[408 b]、また、「ミール・ズフル・アッディーン・タージー・ハーキム・ベグリクがカシュガルの統治の館に座ったことの、そしてそのかたの状況について」[410 a]、というような表現が現れる点である。すなわち、修辭的な定型表現を適用したものと考えられるとはいえ、形式上、カシュガル地域を領域とする「王国」を指定し、そこに君臨する為政者として各ハーキム・ベグの時代の状況とかれの事績を描出する、という体裁をとっている可能性がある。

ハーキム・ベグがカシュガルに駐在する満洲人清朝官吏の指示下に動く、清朝のベグ制における一現地人官吏にしか過ぎないとすれば、このような叙述様式は、事実との間にある種の懸隔を生じさせるように思われる。しかしながら、叙述の内的な整合性を目立って破綻させることのないように、叙述のあり方にある種の「調整」が加えられている印象を受ける。たとえば、ハーキム・ベグの活動・事績について、清朝軍事力が投入される反乱などのトラブルに関する言及を除くと、水利・開拓事業、マドラサの建設など、カシュガル地域社会の民生・文化面における施策とその成果は、満洲人等の清朝官吏の関与なく、一様にハーキム・ベグのみの功績に帰せられている¹¹⁾。

しかし、「附編」においてもやはり、彼らの地位に優越する清朝権力の存在が明確な形で登場する。それは主に「チーンのハーカーン」と呼称される清朝皇帝に関わる、特定化された場面においてである。その言及のされ方を検討してみると、ある種のパターンに集約できるように思われる。まず、「チーンのハーカーン」に関する叙述のあり方はおおよそ2種類

11) おそらくこれは事実関係を精確に反映したものではないであろう。実際には、水路の開発等にも清朝官吏が関与していた形跡がある [録副: 8094-13, 嘉慶20年6月27日, 成寧等奏]。

に分かれる。第一は、ジャハーンギールの反乱やコーカンドからの侵入など、なんらかの重大なトラブルに見舞われ、現地での対応に限界が見られた際、その知らせが「チーンのハーカーン」に届けられ、軍隊が派遣されてそのトラブルが制圧される、という筋書きである。第二は、カシュガルのハーキム・ベグとの関わりである。ウスマーン・ベイセ・ベグリクやユーヌス・ワン・ベグリクの事績に関する逸話において示されているように、個々のハーキム・ベグが「チーンのハーカーン」に謁見するためにベジーン（＝北京）に赴く、もしくはイスハーク・ベグリクの事績において記されているように、「チーンのハーカーン」より「ベイセ」（貝子）などの爵位を与えられる、といったいわばハーキム・ベグの権威づけの記述である。

他方、「チーンのハーカーン」の下、文脈上チュルク系のベグとは異なる人々と判断される、すなわち満洲人等からなる清朝官吏たちを指すと推定される、「チーンのハーカーンの官吏たち」の活動に関する言及も見られる。その内容を吟味してみると、明らかに上・下の階層からなる2種類の官吏たちに書き分けられていることが窺われる。

第一は、カシュガルに駐在し、何らかの政治的・軍事的事件が発生した場合に、ハーキム・ベグと連携をとりつつ事案の処理に当たる役人たちである。具体的には、マイラム・ベグの「謀反」に対する対応、逃走したヤーチー・ベグの追捕、アーホンド・ズィヤー・アッディーンらによる反乱の鎮圧、侵入したスランチに対する軍事的対抗、などが挙げられよう [r. 10191: 402 b, 403 b-404 a, 407 a, 407 b]。第二は、イリが清朝の統御下に入った際に到来して駐在した、また、ジャハーンギール・ホージャの反乱やハック・クリの侵入事件のように、事態が現地における初期の対応によって収束され得なかった場合に「チーンのハーカーン」より軍事力とともに派遣された「権威ある官吏たち」、あるいは皇帝の命によりハーキム・ベグを罷免させるために来た「偉大な將軍」¹²⁾、である [r. 10191: 402 b, 408 b, 409 b, 406 b]。前者のカシュガル駐在官吏たちは、ハーキム・ベグの事績として強調される水路開削・耕作地開墾やマドラサの建設など、カシュガル住民の民生向上に貢献する活動においては、いかなる役割も担わされていない。まさに彼らはハーキム・ベグとともにトラブルに対する第一段階の対応に当たるだけであり、制御され得ない大きなトラブルの場合は用をなさない、やや影の薄い存在である¹³⁾。これとは対照的に、皇帝から派遣される「権威ある官吏たち」は、難事の解消であれ、ハーキム・ベグの罷免であれ、「チーンのハーカーン」の意思を具現化する存在として、清朝皇帝のいわば影のような象徴的な位置づけを与えられている印象を受ける。

12) 伊犁將軍松筠を指すと思われる [Newby 2005: 76]。なお、ユーヌスはコーカンド・ハーン国との外交交渉の中で清朝の体面を損じたという理由で免職された [佐口 1986: 178]。

13) 事実関係としても、カシュガリアに駐在する換防兵は、警察力として治安維持の機能を担う程度のもので、「外敵の侵入に抗する有効な軍事力ではなかった」という [小沼 2000: 28]。

以上のような叙述のあり方から、清朝が、カシュガル地域との、そして当該地域の為政者として位置づけられたハーキム・ベグとの、どのような関係性の構図の中に措定されているかを、ある程度把握することができる。すなわち著者にとって清朝は、皇帝－イリ將軍等の「権威ある」官吏たち－カシュガルの現地駐在官吏たち、という人的な側面における階層的な権力構造が仄示されつつも、なにをおいてもまず、強大なパワーをもつ「チーンのハーカーン」の存在を中心として認識されている。それは具体的には、いったん問題が生じた場合に、一声で強大な軍事力と「権威ある官吏たち」を自在に駆使し、属下の地域たるカシュガルの秩序を回復・維持するパワーとして存在していると言える。そしてそのような清朝皇帝の力を背景として、直接的な行政担当者としてのハーキム・ベグたちは、皇帝との関係性、直接的には皇帝への謁見に代表される密接な関わりや爵位授与を通じて権威付けを与えられる。したがって、明示的に指摘されているわけではないにせよ、カシュガルのハーキム・ベグたちがカシュガルという地域を管轄する正統性は、清朝皇帝との特段の親密性に求められているようにも思われる。

実際、著者は、ハーキム・ベグに任用された各人物に対して清朝から与えられた爵位のタイトルを人名に可能な限り付加して呼称している。たとえば、ガダーイ・ムハンマドは「ゴン」(公)の、吐魯番郡王の地位にあったイスカンダル、ユヌス、ムハンマド・サイドはいずれも「ワン」の、「貝勒」位のハディーは「ベイレ」の、「貝子」位のウスマーンは「ベイセ」の称号をそれぞれともなっている。とくにイスマーク・ベグについては、ジャハーンギール・ホージャの事件の最中、同じハディー・ベグの子孫であるハーディー・ベグから剝奪されたベイセ位を与えられたことが記されており [r. 10191: 409 a]、このことは清朝側史料の記述とも一致する [王公表伝(巻首):「再續表伝」巻180, 16 a; 逆略: 巻20, 16 b-17 a, 道光6年8月乙丑, 諭]¹⁴⁾。節のタイトルに見られる、前述のような「王国」や「統治」の館という言葉が、ワンやベイセなど爵位をもった人物にとくに使用されていることにも、ハーキム・ベグの「為政者」としての正統性の根拠が部分的に何に由来するかが示唆されていると考えられる。

ここで留意すべき点は、「チーンのハーカーン」が、自分たちとは異なる信仰を奉じる、ムスリムにとっての異教徒(=カーフィル)であることには、まったく叙述が及んでいないことである。これに対し、イスカンダル・ベグの部分をはじめとするハーキム・ベグに対する賞賛の言辞の中には、定型的な修辞表現の様式に縁取られているとは言え、イスラームを重視するムスリムの為政者としての美点を強調する文言が見られる。ハーキム・ベグをムス

14) ただし、清朝側史料で「貝子」位を与えられたとされるサティフ・アルディ・ベグは、「附編」ではその称号を付されていない。この爵位は、カシュガルのハーキム・ベグからヤルカンドのハーキム・ベグに転じた際に与えられたものである [王公表伝 1998: 貝子品級輔国公色提卜阿勒氏列伝] ので、記述から漏れた可能性もある。

リムの為政者として描出することと、そのハーキム・ベグの上に立ち、ハーキム・ベグに権威付けを与えている清朝皇帝が「カーフィル」であるという事実は、ムスリムである「附編」の著者にとって深刻な矛盾を孕んでいる面があるけれども、後者の事実をいわば度外視する操作を通じて、「附編」の言説の整合性が破綻することは回避されている¹⁵⁾。換言すれば、「チーン」の存在は、カシュガル地域において機能する政治的権威の所与の拠所として規定されるとともに、その権威の優越性は自明の前提条件として叙述に組み込まれていると言えよう。

しかし、それにも拘わらず、カシュガルの領域が「ハーカーン」の統べる「チーン」という「国」の領域の一部であるという認識が打ち出されているわけではない。前述のように、「チーン」の空間範囲は、清朝統治下の状況に関する叙述においても、タリム盆地周縁オアシス地域の外側に設定されているのである。要するに、本「附編」の叙述において、清朝によるカシュガル地域の統治領域への編入と統治は、領域統合という概念による事態の解釈に立脚して語られてはいない。それは基本的には「チーン」への帰属」という枠組に還元されるとともに、カシュガルにおける非常事態に際し、官吏たちを媒介して秩序回復に行使される清朝皇帝のパワーのカシュガルにおける顕在化と、カシュガルの事実上の為政者として位置づけられた歴代のハーキム・ベグたちとその上に君臨する「チーン」の特別な親密性、を軸として具象化されていると言っても過言ではないであろう。

このような地域観念としての「チーン」の空間配置や、清朝統治に関する認識が「チーン」の「ハーカーン」との関係性に収斂する状況理解の図式は、以前拙稿で検討した『ターリーヒ・アムニーヤ』の叙述様式〔新免 1994: 18-20〕とも近いものがあり、興味深い。

IV マフドゥームザーダ

1 ジャハーンギール・ホージャの事件

19世紀後半の大反乱が発生するまでの時期、清朝統治下の新疆において、清朝にとっての重大なトラブルの根源として決定的な意味をもっていたのは、いわゆるカシュガル・ホージャ家の末裔——マフドゥームザーダの存在であった。とくにバダフシャンで客死したブルハーン・アッディーン・ホージャの息子のサリムサク・ホージャおよびその息子たちは、西トルキスタンに生存しており、清朝統治下のカシュガル地域に対して影響力の行使を企てた。実際、この時期の最も大きな事件と見なされるのは、サリムサク・ホージャの息子であるジャハーンギール・ホージャのコーカンド・ハーン国領からの侵入である。当該事件に関

15) 「附編」においては、濱田正美が指摘するような、ベグのメンタリティにおける「塩の義務」という観念の内在化〔濱田 1993〕に関する言及は見られない。

する「附編」の叙述には、ジャハーンギール方の移動経路について地名を挙げつつ説明するなど、一定の具体性をもったデータの提示が見られる。

まず、侵入の初期段階について、ジャハーンギール・ホージャがテュシュクタシュ峠経由でカシュガル地域に入り、下アルトゥシュに到着したという記述が見られるが、『欽定平定回疆剿擒逆裔方略』（以下『逆略』と略称）にも、ジャハーンギール・ホージャの進軍経路の中に、「圖舒克塔什」というカ倫の名が現れる〔逆略：巻12, 20 b, 道光6年7月癸巳, 慶祥奏〕ほか、その後彼らが阿爾圖什（アルトゥシュ）回荘に到り、その牌罕巴爾（payghambar（＝預言者））の墳墓に至ったとされる〔逆略：巻12, 20 b〕¹⁶⁾。また、カシュガルでの攻防戦において、当時のハーキム・ベグであったムハンマド・サイド・ベグが戦死したことも清朝側史料と合致する点である。

さらに、「附編」には、派遣された清朝軍がカシュガル所属の地域に接近し、ジャハーンギール・ホージャ側と戦闘になった際の事態のプロセスと、その際のジャハーンギールらの移動経路や、いったん山間部に逃げ込んだジャハーンギールと清朝軍とが再度戦闘に入った経緯などが、具体的に述べられている〔r. 10191: 409 a〕。「附編」の研究における訳注で個々に指摘したように、これらは、『逆略』に記されている事態の推移やそこに現れる関連地名〔逆略：巻39, 11 a-14 a, 道光7年3月丙申, 長齡等奏；逆略：巻42, 14 a, 道光7年4月己巳, 長齡等奏〕と照応する〔ジャリロフ, 河原, 澤田, 新免, 堀 2008: 181-182〕。

要するに、「附編」の叙述は、比較的具体的なデータを含むとともに、多くの点にわたって清朝側史料と合致している。事実関係を精確に伝えていると考えられるけれども、それとともに、何らかの共通の情報源に基づいて書かれたという可能性も否定できない。

他方、ジャハーンギール・ホージャが清朝軍によって追撃され、山中で捕縛された際の経緯について「附編」には、「イスハーク・ベイセ・ベグリクは、幾人かの官吏たちとともに、軍隊を率いて行った。サイド・ジャハーンギール・ホージャは、カラーウルのタシ・カラートケという場所に行ってとどまった。その場所で〔イスハーク・ベグリクらは〕サイド・ジャハーンギール・ホージャを捕え、カシュガルに連れてきた。」とあり〔r. 10191: 409 a-409 b〕、イスハーク・ベグの関与を伝えるもの¹⁷⁾、事実関係を淡々と記すにとどまっている。その叙述は、同じようにジャハーンギール・ホージャの事件に関して相応の紙幅を費やしている、20世紀初頭に完成した『ターリーヒ・ハミーディー *Tārīkh-i Hamīdī*』とは対照的と言わざるを得ない。『ターリーヒ・ハミーディー』においては、ジャハーンギール・ホージャの具体的な移動経路などはほとんど記されないかわりに、事件の具体的な断面における劇的なエピソードに語りの核心部分が置かれている。とくに清軍によって追撃

16) 佐口透によれば、この墳墓はアルトゥシュのサトゥク・ボグラ・ハン廟ではなく、カシュガル郊外のアフアーク・ホージャの廟を指すと結論づけられている〔佐口 1995: 68〕。

17) *Tawārīkh-i Khamsa-i Sharqī* もイスハーク・ベグの関与を伝える〔Qurbān 'Alī 1910: 94〕。

されたジャハーンギール・ホージャが、イスハーク・ベグ自身の手によって捕縛される場面 [Mulla Musa 1988: 152-153] では、追い詰められたイスラーム聖者と、彼を捕縛し、清朝側に引き渡さねばならない状況に置かれたムスリムの有力者との直接的なやり取りを伝える、人間ドラマとでも言うべき情景がヴィヴィッドに描出されている¹⁸⁾。

以上の点を考慮すれば、ジャハーンギール・ホージャの事件に関わる「附編」の叙述は、情緒的もしくは劇的な部分を極力排し、移動経路などに関して具体的なデータを織り込みつつ、事実関係の提示を軸に展開されていると言えるであろう。

しかし、「附編」が清朝支配の一端を担うハーキム・ベグの関与の下で書かれたものであるという点に着目するならば、いわば清朝側に立った記述として、ジャハーンギール・ホージャをはじめとして、清朝に対する反乱を起こした指導者、イスラーム聖者やその支持者たちの活動が、否定的な評価や批判的言辞をもって弾劾されたとしても不思議ではない。ところが、そのような類の表現は一切見出せない。たしかに、マイラム・ベグやズィヤー・アッディーン的事件が「謀反」とされ [r. 10191: 402 b, 407 a], ジャハーンギール・ホージャがカシュガルを占領し、掌握したことについて、カシュガルが「行政担当者のいない状態になった」と記されるなど、清朝側からの視点に基づく表現が使用されている。すなわち、これらの諸事件は、清朝による統治体制下の状況を所与の存在すべき秩序とする立場から、清朝権力によって克服されるべき非正常な状態として想定されている。しかし、ズフル・アッディーンにとっては親戚に当たるハーキム・ベグのムハンマド・サイード¹⁹⁾を死に追いやるなど、清朝側に甚大な損害を与えたジャハーンギール・ホージャに対して、批判的言辞は示されていない。

2 マフドゥームザーダの活動と「附編」の叙述

他の諸事件の内容を検討してみると、上述のようなジャハーンギール・ホージャの事件に関する叙述傾向とある意味対応する形で、マフドゥームザーダの活動に関して「附編」の叙述が包含するある種の偏向が仄見えてくる。

まず、ハーキム・ベグとヤーチー・ベグの事件についての記述を取り上げる。佐口がすでに明らかにしているように、清朝側史料によれば、1784年(乾隆49年)、当時サマルカンド方面に滞在していたサリムサク・ホージャからの書信を受け取ったヤンギ・ヒサールのハーキム・ベグであるアリーム・アリム(阿里木)が、その事実をカシュガルのハーキム・ベグであるウスマーンによって探知され、やはりその弟がサリムサクと通じていたクルグズ

18) ただし、清朝側史料によると、自刎しそうになったジャハーンギールを満洲人官吏たちが刀を奪って取り押さえたことになっており [逆略: 卷 57, 16 b-17 a; 録副: 8053-1, 道光 8 年 1 月 23 日, 長齡等奏], ムッラー・ムーサーの伝える逸話とはずれがある。

19) ムハンマド・サイードは、ズフル・アッディーンの祖父の弟の息子 [佐口 1986: 181]。

(布魯特) 散秩大臣のハキーム (阿其睦) とともに、逆にウスマーンがサリムサクと連絡関係をもっているという内容で、カシュガル参贊大臣の保成らに対し虚偽の訴えをした、という事件である [実録：「高宗高皇帝實録」卷 1206, 14 a-14 b, 乾隆 49 年 4 月庚申, 諭; 佐口 1963: 97-98]。サリムサク・ホージャは、清朝による東トルキスタン征服時に清朝に対抗したブルハーン・アッディーン・ホージャ [新免・菅原 2002: 40] の息子であり、すなわちこの事件はマフドゥームザーダの活動に直接関わるものと言える。その後、清朝政府の調査によって事実関係が露見し、アリームとハキームは捕えられ、罰せられた。

しかし、本「附編」の叙述においては、ヤンギ・ヒサールのハキーム・ベグであるアリーム・ベグとクルグズのスラ・アンバン (=散秩大臣) であるハキーム・ミールザーが事件を起こし、ウスマーンの処理によって捕えられ、処罰されたことは書かれているものの、サリムサク・ホージャとの連絡関係に関して罪に問われたという点についての言及は見られない。紙幅が割かれているのはむしろ、クルグズのハキームの息子であるヤーチー・ベグが事件を受けて逃走し、それを追捕した政府側のカシュガルとヤンギ・ヒサールのベグたちとの間で戦闘になり、ベグたちが戦死したこと、ウスマーンがクルグズの首領たちの協力によってヤーチーを捕縛することに成功したことといった、その後の事態の推移についてである [r. 10191: 403 b-404 a]。

ヤーチー・ベグの活動は、目立った軍事行動をとらない、捕縛に向かったベグたちの殺害、捕縛に際してのクルグズ有力者の介在など、カシュガルのベグたちとクルグズたちを巻き込む形で事件が進行したため、カシュガルの住民たちの耳目を惹く出来事であった可能性がある。実際、「附編」は、殺害されたベグたちの名前を 3 名記しており、その関心の高さを示している。これらのうち、クトゥルグ・ムハンマド・ベグ Qutlugh Muhammad Beg については、清朝側史料の掲げる、燕起 (=ヤーチー) により殺害された回子伯克 (ベグ) の呼圖嚙克默特 [実録：「高宗高皇帝實録」卷 1207, 14 b, 乾隆 49 年 5 月甲戌, 諭] に該当することは確実であり、そのデータの精確さを裏付ける。このようなヤーチー・ベグの動向とそれに対する清朝側のベグたちの対応に眼目を置いた「附編」の叙述は、以前に敵対したマフドゥームザーダとカシュガル地域住民との繋がりに重大な政治的関心を寄せた清朝側の姿勢と対照的に、地域における出来事としての注目度という面で、カシュガル住民としての著者の感覚を反映する部分があるではないかと推測される²⁰⁾。

20) この事件に関して、他事件と比べ大きな紙幅が割かれ、相対的に詳細な情報の提示がなされている意味合いは、事態の收拾に尽力したハキーム・ベグのウスマーンの功績を提示するという点にあると考えられる。ウスマーンは、ズフル・アッディーンの前任のハキーム・ベグであったイスハーク・ベグの父であり、ズフル・アッディーンはイスハーク・ベグの下でハザーナチ職にあった [r. 10191: 183; 録副: 8079-52, 道光 8 年 9 月 22 日, 那彦成奏]。したがって、臆測に過ぎないけれども、この部分には、ズフル・アッディーンと懇意であったと推測されるイスハーク・ベグの父の働きを強調しようとする意識も部分的に作用している可能性がある。

ただし、著者の他の事件に関する叙述をも考慮に入れるならば、当該事件にマフドゥームザーダが関与しているという点についての言及をまったく欠くということに関して、別の側面も窺うことができる。「附編」の叙述が伝える、1830年に発生したコーカンド・ハーン国からの軍事力のカシュガル方面への侵入は、たしかにハック・クリなどハーン国の政治・軍事指導者の主導下に行われたものであったけれども〔録副：8063-47, 道光10年11月29日, 長齡等奏・附件〕, そこにはサリムサク・ホージャの息子であるムハンマド・ユースフ・ホージャも同行していたのである〔佐口1963:469-474; Newby 2005:154〕。しかし、「附編」には、その事実に関する言及は一切見られない。要するに、マフドゥームザーダが関わる諸事件について、「附編」は肝心の事実関係について沈黙しているのである。

そもそも、ジャハーンギールやムハンマド・ユースフの侵入事件が発生する前の段階においても、前述のハキーム・ミールザーの案件と同様に、コーカンド・ハーン国領内のマフドゥームザーダとカシュガル地域の住民たちの間に連絡関係が存在したことは確実である。このような関係は、ときに清朝側に察知されて表面化することがあったことが、清朝史料より窺われる。たとえば、嘉慶年間、カシュガルのハーキム・ベグがイスカンドル・ベグからユヌス・ベグにかわった直後の時期、ムハンマド・ユースフ・ホージャから支持者に渡された信書が清朝側によって没収される、という案件が処理された。

カシュガル参贊大臣鉄保の上奏文によれば、サリムサク・ホージャの窮状に関する情報を得たカシュガルのムッラー・スーフィー（毛拉素皮）やウシュル（烏舒爾）らは、嘉慶13年2月に、変名を使い、茶葉を携えて清朝領のカシュガルから西方に出境し、サリムサクの滞在するブラハラ方面に向かったものの、すでにサリムサクは病死していたため、息子のムハンマド・ユースフの下に至った。ムハンマド・ユースフは、ムッラー・スーフィーに、自らの名による信書、自らの頭髪、およびカシュガルのハーキム・ベグであったイスカンドル・ベグからサリムサク・ホージャに送付された、清朝への帰順を勧める書簡、をもたせてカシュガル方面に戻らせたのである。しかし、嘉慶16年6月、新任のハーキム・ベグたるユヌス・ベグを中心とする清朝側の捜査により彼らは逮捕され、信書等も没収された〔録副：8051-12, 嘉慶16年8月13日, 鉄保奏〕。その信書の内容は、カシュガルにおける「弟子」(murid)や「帰依者」(mukhlis)に奉仕を求めるものであり〔録副：8051-7〕²¹⁾、父のサリムサク・ホージャの死後、ムハンマド・ユースフがムッラー・スーフィーらを介してカシュガル地域における自らの影響力の確保を試みたことは間違いない。

他方、濱田正美の研究で明らかにされているように、カシュガルのハーキム・ベグ側からの動向として、イスカンドル・ベグは1798年（嘉慶3年）に、投降の意思を伝えるサリムサク・ホージャ側から清朝への働きかけ〔Newby 2005:58〕に応じる形で、清朝への投降

21) 濱田正美の研究には、そのローマ字転写、全訳・注が提示されている〔濱田2008:87-88〕。

を勧める書簡をサリムサク・ホージャに送付した〔濱田 2008: 83-86〕²²⁾。すなわち、清朝側からのマフドゥームザーダの指導者に対する公式的な投降の呼びかけに際して、カシュガルのハーキム・ベグがその直接的な実行者としての役割を担っていたのである。しかし「附編」においては、イスカンドルやユーススの実績が顕彰されているにも拘らず、上記のようなマフドゥームザーダに関わる局面については、一切触れられていない。

以上のように、マフドゥームザーダに関する「附編」の叙述は、だれの目にも否定しようのない、もっとも重大な事件であったジャハーンギールの侵入事件にのみ及び、しかもその叙述は一切の情緒的・批判的言辞を排した事実関係の提示のみにとどまるとともに、マフドゥームザーダにまつわる他の事件におけるマフドゥームザーダの関与の事実について、さらに、マフドゥームザーダとカシュガル地域との関わりと、関連する案件へのハーキム・ベグの関与の事実について言及しない、という傾向をもつ。著者は、カシュガルの知識人として、事件に関する直接的な見聞情報を住民から取得できる境遇にあり、しかも政治的な案件を処理する立場にあるハーキム・ベグと懇意な関係を結んでいたと推測されるので、具体的な関連情報を入手できる条件下にあった。したがって、このような叙述の偏りの裏側には、マフドゥームザーダに関わる事実関係や見解の明示化の抑制という、著述に際しての意図的な操作が潜んでいるようにも感じられる。しかしその理由は明らかでなく、今後の検討課題である²³⁾。ともあれ、「附編」のマフドゥームザーダに関わる叙述のあり方は、本史料に特徴的な傾向の一つとして指摘することができよう。

22) 濱田の研究においては、本書簡のローマ字転写、全訳・注が提示されるとともに、本書簡送付の時期に関する Newby の見解が正されている。この書簡は、後にサリムサクの子のムハンマド・ユースフにより信書や頭髪とともにムッラー・スフイーに手交され、やがて清朝官憲により没収された上記の書簡〔録副：8051-14〕にはかならない。

23) 現在のところ著者の真意は忖度しがたいけれども、想像される可能性のうちの一つとして、「附編」が執筆されたと思しき 1830 年代末のカシュガル地域の状況との関連を指摘できる。この時期は、ジャハーンギール・ホージャの侵入事件の鎮圧より 10 年あまり、ハック・クリらの侵入事件からは 10 年足らずしか経過していない、混乱が収束されてから日が浅い段階にあり、カシュガルの地域社会を断続的に襲った騒擾の影響がなお濃厚に残っていたと推測される時期に当たる。当時、マフドゥームザーダの活動に直接関与した人々、反乱鎮圧後に清朝によって罰せられたマフドゥームザーダ支持者の関係者などが生存していたと考えられるとともに、依然としてマフドゥームザーダのイスラーム聖者に対するシンパシーが住民の一部に根強く潜在していた可能性もある。その一方で、父を失ったとされるズフル・アッディーン〔録副：8087-15、咸豊元年 7 月 6 日、徳齡奏〕をはじめ、事件により深刻な被害を蒙った人々も少なくなかったに違いない。すなわち、著者が当時マフドゥームザーダの活動に関して叙述する上で、相当にデリケートな問題が存在し、各方面に対する配慮のもと、情緒性を極力排しつつ、触れざるを得ない最低限の表面的な事実関係のみの提示にとどめた、という可能性が考えられる。

お わ り に

本論にて『ターリーヒ・ラシーディー』テュルク語訳附編の清朝統治下の状況に関する部分について検討したところを、以下にまとめてみよう。

第一に、この部分の叙述は、カシュガル地域に限定されるものの、ハーキム・ベグとその時代の具体的な様相を伝えている点で、テュルク系住民による他の歴史書にない独自のデータから構成されている。総じて清朝側史料と矛盾しない内容を含んでおり、史料として一定の信頼性をもつ。

第二に、各ハーキム・ベグに対する叙述のあり方・評価については、当時のハーキム・ベグであったズフル・アッディーン・ハーキム・ベグの指示により著されたものであることを背景として、総体的にハーキム・ベグを賞賛する内容を含む。とりわけ、ズフル・アッディーンと、彼と血縁上つながるエミン・ホージャの子孫に当たる人物の事績をことさら賞賛する傾向が顕著であり、そういう意味での偏向から自由ではない。

第三に、清朝の統治に対する叙述のあり方については、基本的に「チーンのハーカーン」と呼称される清朝皇帝への帰属という枠組に規定されている印象を受ける。それは具体的には、非常事態に際して秩序回復に行使される清朝皇帝のパワーの顕在化と、カシュガルの事実上の為政者として位置づけられた歴代のハーキム・ベグたちと清朝皇帝との特別な関係性として表象される。

第四に、マフドゥームザーダに関する叙述は、もっとも重大な事件であったジャハーンギールの侵入事件に関して、情緒的・批判的言辞を排した事実関係の提示にとどめ、他のマフドゥームザーダとカシュガル地域との関わりについては一切沈黙している。その背後には、ジャハーンギールの事件から日が浅い当時の時代状況を透視できる。

このような叙述の傾向性には、清朝側史料からは窺い知ることのできない、清朝統治下における現地人行政担当者や清朝権力に対するテュルク系知識人の具体的な認識のあり方が反映されていると考えられ、この点に本「附編」の意義の一端を見出すことができる。

最後に、本史料の該当する部分がどのようなソースに由来する情報により構築されたものであったと推察されるかについて触れておきたい。ホージャ・ムハンマド・シャリーフが、カシュガル地域の居住者として、比較的近い過去の状況に関するデータを地域住民から収集することが容易であっただけでなく、ハーキム・ベグの意向にしたがって「附編」を執筆したと推測されることを勘案すれば、ズフル・アッディーン自身から関連する情報を引き出すことができた可能性がある。さらに、ここからはまったくの憶測にしか過ぎないけれども、ハーキム・ベグの行政府に保存されている何らかの公的な一次データにアクセスし得る立場にあったとも考えられる。

本「附編」の他部分との連関性における当該部分の位置づけ、そこから窺われる本「附

編」の全体構成の意味合い、さらには「附編」執筆の目的など、重要な問題に触れ得なかったことを遺憾とする。また、とくに地域観念や中国王朝に対する認識のあり方といった面における、他の歴史書の叙述様態との比較など、興味を惹かれる課題も多い。これらの問題に関しては他日を期したい。

[付記] 本稿で参照された清朝檔案に関わる中国第一歴史檔案館での調査（2007年9月）において、小林亮介・小沼孝博・村上信明の諸氏より様々なご援助をたまわった。とくに複写物の申請と入手に際して、村上氏より一方ならぬご尽力をいただいた。記して感謝の意を表したい。

参 考 文 献

r. 10191: Khwāja Muḥammad Sharif, [Provisional title: “*Tārikh-i Rashīdī*” *Turkī tarjmasining ilāwasi*], Uzbekiston Respublikasi, Fanlar Akademiyasi, Sharqshunosliq Instituti, qol-yozma No. r. 10191.

回疆通志：『回疆通志』12巻，和寧撰，嘉慶九年刻本，民国14年鉛印本。

実録：『大清歴朝實録』『高宗高皇帝實録』，「仁宗睿皇帝實録」，「宣宗成皇帝實録」。

準略：『欽定平定準噶爾方略』前編54巻，正編85巻，統編32巻，傅恆等奉勅撰，乾隆三十七年刊。

王公表伝（巻首）：『欽定外藩蒙古回部王公表傳』『本表傳』（乾隆四十四年），「初續表傳」（嘉慶十七年），「再續表傳」（道光十九年），國朝叢獻類微初編巻首所収。

王公表伝1988：包文漢，奇・朝克圖整理『蒙古回部王公表傳』第1輯，内蒙古大学出版社。

逆略：『欽定平定回疆勦擒逆裔方略』八十巻，曹振鏞劄撰，道光十年。

西域図志：『欽定皇與西域圖志』四十八巻，傅恆等奉勅撰，乾隆四十年刊本。

西域図志校注：『西域図志校注』鍾興麒・王豪・韓慧校注，烏魯木齊：新疆人民出版社，2002年。

新疆図志：『新疆圖志』百十六巻，袁大化修，（清）王樹枏等撰，東方學會據志局本重校正増補，天津博愛印刷局印行，民国12年（影印：民族図書館回疆組整理，天津回疆出版社）。

録副：中国第一歴史檔案館所蔵，清朝軍機処録副奏摺（漢文）・民族類（マイクロフィルム）。

小沼孝博（2000）「換防兵制導入からみた清朝のカシュガリア支配」『社会文化史学』41，pp. 19-36.

小沼孝博（2002）「在京ウイグル人の供述からみた18世紀中葉カシュガリア社会の政治的変動」『滿族史研究』第1号，pp. 46-61.

小沼孝博（2007）「ベク制度の創設——清朝公文書による東トルキスタン史研究序説——」『内陸アジア史研究』第22号，pp. 39-59.

佐口 透（1963）『十八—十九世紀東トルキスタン社会史研究』東京：吉川弘文館。

佐口 透（1986）『新疆民族史研究』東京：吉川弘文館。

佐口 透（1995）『新疆ムスリム研究』東京：吉川弘文館。

- ジャリロフ・アマンベク, 河原弥生, 澤田稔, 新免康, 堀直 (2008) 『『ターリーヒ・ラシーディー』テュルク語訳附編の研究』東京: NIHU プログラム「イスラーム地域研究」東京大学拠点.
- 濱田正美 (1993) 「塩の義務」と「聖戦」との間で」『東洋史研究』第 52 卷 2 号, pp. 122-148.
- 濱田正美 (2006) 『東トルキスタン・チャガタイ語聖者伝の研究』京都: 京都大学大学院文学研究科 (《ユーラシア古語文献研究叢書》4, 京都大学大学院文学研究科 21 世紀 COE プログラム『グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成』).
- 濱田正美 (2008) 「北京第一歴史檔案館所蔵コーカンド関係文書 9 種」『西南アジア研究』No. 68, pp. 82-111.
- 新免 康 (1994) 「東トルキスタンから見た中国」『中国: 社会と文化』第 9 号, pp. 15-31.
- Валиханов, Ч. Ч. (1985), *Собрание сочинений в пять томов*, Алма-Ата: Главная редакция Казахской советской энциклопедии, том 3.
- Жалилов, Омонбек Хусайнбек Ўгули (1994), “«Тарихий Рашидий»нинг иловаси”, *Шарк-шунослик*, 5, Тошкент, pp. 88-95.
- Ходжаев, А. (1991), *Цинская Империя и Восточный Туркестан в XIII в.*, Ташкент: Изд-во «Фан» Узбекской ССР.
- Millward, James A. (1998), *Beyond the Pass: Economy, Ethnicity, and Empire in Qing Central Asia, 1759-1864*, Stanford: Stanford University Press.
- Mir Izzet Ullah (1843), “Travels beyond the Himaraya, by Nur Izzet Ullah”, Republished from the Calcutta Oriental Quarterly Magazine, 1825, *Journal of the Royal Asiatic Society of Great Britain & Ireland*, vol. 7, pt. 2, London, pp. 283-342.
- Newby, L. J. (2005), *The Empire and the Khanate: A Political History of Qing Relations with Khoqand c. 1760-1860*, Leiden/Boston: Brill.
- Imām Qurbān ‘Alī Khālidī (1910), *Tawārikh-i Khamsa-i Sharqī*, Qazan.
- Mullā Mūsā (1905), *Тарих-и Эменге. История владельцев кашгарии. Сочинение Муллы Мусы бен Муллы Айса Сайрамца*. Изданная Н. Н. Пантусовым, Казань: Типография Императорского Университета.
- Mulla Musa Sayrami (1988), *Tarikhī Hāmīdī*, Nāshrigā tāyyarlighuchi: Änwär Baytur, Beijing: Millätlär Nāshriyati.